佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成29年3月1日以後に公告等を行う案件から適用する。

	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
	1,740
普通作業員	1,500
軽作業員	1,190
造園工	1,700
法面工	2,140
とびエ	1,960
石工	2,280
<u>11 エ</u>   ブロックエ	2,180
プログノエ   電工	1,800
<u> </u>	1,990
	1,910
塗装工	2,150
溶接工	2,160
運転手(特殊)	2,110
運転手(一般)	1,700
潜かん工	2,990
潜かん世話役	3,540
さく岩工	2,710
トンネル特殊工	2,930
トンネル作業員	2,260
トンネル世話役	3,060
橋りょう特殊工	2,440
橋りょう塗装工	2,660
橋りょう世話役	3,010
土木一般世話役	2,010
高級船員	2,620
普通船員	2,010
潜水士	3,460
潜水連絡員	2,190
潜水送気員	2,200
	2,740
型わくエ	2,190
大工	2,160
左官	2,060
   配管工	1,690
はつりエ	1,850
防水工	2,030
	1,950
サッシエ	2,420
 内装工	2,040
ガラスエ	
	2,040
建具工	1,530
ダクトエ	1,620
保温工	1,910
設備機械工	1,980
交通誘導警備員A	1,140
交通誘導警備員B	990